

審査基準及び標準処理期間

所属名	地域福祉推進課 恩給・援護係
内線番号	4616

No.	項目	内容
①	処分名	戦没者等の妻に対する特別給付金を受ける権利の裁定
②	法令名	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法
③	法令番号	昭和38年3月31日 法律第61号
④	根拠条項	第3条第2項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	<p>第三条 戦没者等の妻には、特別給付金を支給する。</p> <p>2 戦没者等の妻であつて、前項の特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。</p> <p>一 前条各号に掲げる給付</p> <p>二 遺族援護法第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金</p> <p>三 遺族援護法第二十三条第二項第四号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給与金</p> <p>四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの</p> <p>五 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二十七号)附則第五条第一項の規定により支給される遺族年金</p> <p>六 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)附則第七条第一項の規定により支給される遺族年金</p> <p>3 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において同項各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。</p> <p>4 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。</p> <p>5 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。</p> <p>6 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。</p> <p>7 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生労働大臣が行う。</p>
⑦	審査基準	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正について(平成25年6月12日社援援発0612第2号厚生労働省社会・援護局援護課長通知)
⑧	経由機関名	市町村
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑩合計期間) 52日
	経由期間	4日
	協議機関	
	当該処分機関	48日

⑫	問合せ	地域福祉推進課恩給・援護係 (075-414-4623)
⑬	備考	